

誓 約 書  
〔博士後期課程学生対象〕

国立大学法人京都工芸繊維大学長 殿

年月日： \_\_\_\_\_  
学生番号： \_\_\_\_\_  
氏名： \_\_\_\_\_  
自署： \_\_\_\_\_

私は、国立大学法人京都工芸繊維大学基金奨学生に採用された場合は、次の事項を誓約します。

1. 国立大学法人京都工芸繊維大学基金奨学生の申請資格をよく理解し、基金奨学生として採用後、申請時に定期的な収入（定職（アルバイト等の有期雇用を含めない。）による給与収入等）及び給付型の奨学金の合計金額が月額 15 万円以上支給されていたことが判明した場合は、基金奨学生の採用が取り消されることを了承し、支給済みの基金奨学金を京都工芸繊維大学へ返還すること。
2. 博士後期課程在籍中に、申請書類に重大な虚偽の記載があった場合や、懲戒処分を受けた場合等、本学学生としてふさわしくない行為を行った場合は、基金奨学金を京都工芸繊維大学へ返還すること。
3. 博士後期課程在籍中に退学（単位修得退学を除く。）した場合は、在学期間や事情を勘案して京都工芸繊維大学が求める額の基金奨学金を、京都工芸繊維大学へ返還すること。
4. 京都工芸繊維大学の指定する時期に、所定の報告書を京都工芸繊維大学へ提出すること。また、当該報告書が本学ホームページに掲載されることを了承すること。
5. 本学が、氏名、所属、研究課題等を、本学が発行する広報媒体へ掲載することを了承すること。また、各種統計調査、各種行事等での情報提供に協力すること。

以上